

# もみじ保育所と愛育園の統合について

もみじ保育所保護者 意見交換会

平成 31 年 1 月 29 日(火)

## 1 四万十市の将来的なビジョン

四万十市の将来的な保育・子育てのビジョンを下記のとおり考えています。

- ①地域における保育サービスの質の整備を図るとともに、公立・民間を問わず、地域全体の保育水準の向上を図る。
- ②子育てニーズを捉え、子育てにやさしい環境を整える。
- ③地域住民との繋がりのもと、地域全体で子どもを育て合う。
- ④配慮を要する子どもへの支援を充実させる。
- ⑤関係機関との連携を図り、子どもと家庭へのサポートを充実させる。

## 2 もみじ保育所と愛育園を統合する理由は？

もみじ保育所と愛育園の統合は下記の理由により、計画することとなりました。

### (1) 施設の老朽化

施設の老朽化によりもみじ保育所の建築を早急に対応することが必要となりました。もみじ保育所の建築と同時に、効率的な保育運営を行うため、市街地にある愛育園との統合を計画しました。

保育所名	建築年月日	築年数 (H31.3.31)	構造	耐用 年数
もみじ保育所	S48.11.1	45年	鉄筋コンクリート造り (平屋建て)	47年
愛育園	S56.3.25	38年	鉄筋コンクリート造り (二階建て)	47年

#### Q 耐用年数を超えても利用できますか？

耐用年数は固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数であり、利用の限界を示すものではありません。実際は、補修・修繕等を行うことで長寿命化を図り、耐用年数を超えて利用することが可能です。ただし、早急に対応することが求められます。

### (2) 送迎時の児童の安全確保

2つの保育所には敷地内に駐車場が確保されていないため、送り迎え時は駐車してから保育所まで一般道路を利用しなければなりません。敷地内に駐車場が確保できる環境を整備し、児童の安全を確保するためです。

(3) 入所児童数の減少

少子化により入所児童数の減少が続いており、もみじ保育所と愛育園の平成 30 年度の充足率(定員に対する入所児童数の割合)は、もみじ保育所が約 52%、愛育園が約 78%となっています。

保育所を統合することで、効率的な保育運営を行い、運営費の節減や、保育士の余力を活用し、保育サービスの拡充を図ることができます。

○もみじ保育所と愛育園の入所児童数の推移

保育所名	H20	H22	H24	H26	H28	H30
もみじ保育所	77	58	51	46	47	44
愛育園	100	88	91	84	87	83

※各年4月1日現在

(4) 待機児童解消

年度途中に0歳児の待機児童が発生しています。核家族化が進む中、女性の早期職場復帰によるものが要因と考えられます。

統合する保育所では、0歳児から5歳児の受け入れを行い、特に低年齢児の受け入れの拡充を図り、待機児童を解消することもねらいのひとつです。

(5) 統合後の保育規模について

もみじ保育所と愛育園の現児童数が入所でき、かつ0歳児から5歳児までの受け入れができる施設として定員数は 200 名で検討しています。

	統合後保育所の定員(案)	もみじ保育所 愛育園 合計	備考
0 歳	20 名		待機児童等対応
1 歳	30 名		
2 歳	30 名	31 名	入所児童等対応
3 歳	40 名	28 名	
4 歳	40 名	37 名	
5 歳	40 名	37 名	
合計	200 名	133 名	

### 3 統合後の保育所の運営は？

#### (1) 統合保育所の運営

統合後の保育所の運営に関し、公立保育所(公設公営)、民間保育所(民設民営)の2通りの方法を検討した結果、統合保育所は民間保育所(民設民営)を推進したいと考えております。

公立保育所と民間保育所の運営の違いを下表に示します。

項目	公立保育所	民間保育所
保育内容	保育所保育指針に基づき実施する	
給食	自園方式	
配置基準	市基準に従い配置する	市基準に従い、配置を求める
保育料	市が決定する	
利用手続き	市に申込み、市が利用決定する	
設置者	市	法人
職員	市の職員	法人の職員
保育所名	市が決定する	市と法人が協議し決定する

#### (2) 民間保育所となった場合の市の義務

民間保育所となった場合も、児童福祉法に基づく認可保育所として運営され、基本的な保育内容は変わりません。また、保育の実施義務は市が継続して行うこととなります。

#### (3) 公立保育所と民間保育所の保育

公立保育所・民間保育所のどちらにも長所短所があり、どちらが優れているという評価はありません。公立保育所でも民間保育所でも子ども達の健やかな成長に繋がることを目標に取り組んでいきます。

### 4 統合保育所の民営化を推進する理由は？

#### (1) もみじ保育所と愛育園を統合する保育所の民営化を推進する理由

現在の四万十市の民間保育所は、低年齢児の保育を実施しており、卒園後は公立保育所に引き継ぐという形態となっています。

保護者の方からは、子どもが慣れている環境のもと0歳児から5歳児まで一貫した保育所で

預けたいという声もあり、もみじ保育所と愛育園の統合保育所は0歳児から5歳児までの保育を実施することを計画しました。

0歳児から5歳児の保育を同じ施設で実施することで、保護者の不安を取り除くとともに、民営化することで公立保育所においても0歳児から5歳児の保育を実践する余力を持つことができます。また、配慮を要する児童や家庭への支援、医療的ケア児の受け入れ体制を整え、四万十市が子育てにやさしい環境を整えることが可能となります。

なお、建設予定地は市街地に立地しており、一定数の児童数の入所が見込まれるため、民間保育所の経営の安定を図ることができます。

ただ、民営化を進めるにあたっては、保護者、市民、議会、保育所職員等への積極的な情報提供と協議を行い、説明責任を果たすとともに、不安や懸念の払拭に努め、円滑に遂行できるよう十分配慮し進めていきます。

他にも民営化を推進する理由として下記の項目があります。

- ①保護者のニーズに対し、迅速な対応が期待できる。
- ②民間保育所の創意工夫を活かした保育の実施が期待できる。
- ③建設費、また将来的な施設整備費、運営費を軽減し、市の財政負担を緩和し、他の保育サービスの拡充を図ることができる。

Q 公立保育所では保育サービスの拡充はできないのですか？

公立保育所、民間保育所とも子ども達が保育所で楽しく過ごせるよう多くの取り組みを行い保育の質の確保を図っています。

ただ、夜間保育や休日保育など、保護者のニーズに対し、公立保育所では市全体での運営方法やそれに伴う費用対効果などの検証をする必要が生じ、実現に向けては時間を要します。民間保育所では、組織内の調整により迅速に対応できることが期待できます。

Q 民営化した後、慣れていない環境で預けるのが不安です。

入所している児童に配慮し、保育内容、行事等保育環境については急激な変更を行わず、公立保育所で取り組んできた保育を継承するなどの引き継ぎ保育等により、子どもと保護者が混乱することのないよう配慮します。

(2)費用について

公立保育所(公設公営)、民間保育所(民設民営)の市負担額の比較は下記のとおりとなっています。

①建設費

補助事業限度額(約 340,040 千円)を建設費用とした場合の市負担額の見込み

- ・公設の場合 市負担額 340,040 千円(交付税措置 119,000 千円見込あり)
- ・民設の場合 市負担額 85,010 千円

②運営費

定員を 200 名とし現状で算出した場合の年間運営費(市負担額)の見込み

- ・公設の場合 市負担額 59,136 千円
- ・民設の場合 市負担額 19,764 千円

(3)これまでの民営化に関する市の計画について

公立保育所の民営化は、旧中村市当時から計画していましたが、具体的な取り組みは行われていませんでした。

計画は下記の経過となっています。

①中村市立保育所規模適正化計画書(平成 16 年6月 18 日策定)

統廃合対象とする保育所として「もみじ保育所」「愛育園」の統合を計画する。

また、市立保育所の民営化として「原則として、保護者の利便性向上、経費効果等の観点から、児童数が将来的にも一定確保され、通常保育、特別保育の需要が継続的に見込まれる保育所について、その運営を計画的、段階的に民間社会福祉法人等に移管することとする。」と計画している。

②四万十市保育計画(平成 24 年度～平成 28 年度)

建物の老朽化により平成 25 年度より「もみじ保育所」と「愛育園」の統合検討を計画する。

③第2次四万十市行政改革大綱推進計画(平成 27 年度～平成 33 年度)

市営施設の質の向上と運営経費削減の項目として「もみじ保育所」と「愛育園」の統合計画が示されており、平成 32 年度に統合と計画している。

民間活力の導入の項目においては、「保育所の民間委託の検討」として平成 32 年度に民間委託開始と計画している。

④四万十市保育計画第2期(平成 30 年度～平成 34 年度)

「もみじ保育所」と「愛育園」の統合を計画している。委託先の安定運営を考慮し、一定数以上の児童数が今後も引き続き見込まれる施設を民営化することを計画している。

#### (4)民間保育所の委託先

委託先は市内外を通じて応募のあった社会福祉法人、学校法人等の中から公募し、プロポーザル方式で委託先を選定します。

※プロポーザル方式とは

企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定すること。

## 5 今後の計画は？

統合実施までのスケジュールは概ね下記のとおりを計画しています。

日 程	内 容
平成 30 年 7 月	市内社会福祉法人等への事前周知
平成 30 年 10 月	関係区長との事前協議
	愛育園、もみじ保育所 PTA 会長への事前報告
	子ども・子育て会議での報告
平成 30 年 11 月 6 日	子ども・子育て検討会での意見聴取
平成 30 年 11 月 22 日、27 日	近隣住民への事前説明
平成 30 年 12 月 3 日	政策会議での方針決定
平成 30 年 12 月～随時	保護者、保育所職員への説明
平成 31 年 1 月	中村地区区長会への報告
平成 31 年 2 月	四万十市区長会への報告
平成 31 年 3 月	委託事業所募集要項の作成
平成 31 年度	委託事業所の公募、選定、調整、実施設計
平成 32 年度	保育所建設工事
平成 33 年 4 月	保育所開所